

令和元年 第9回 農業委員会総会

日時 令和元年9月25日（水）午後3時
場所 糸満市役所3-C会議室

農業委員

会長 国吉 真昭 代理 大本 秀子 1番 玉城 正智 2番 百次 成仁
4番 下地 功祐 5番 山城 学 6番 杉本 雄靖
7番 長嶺 功 8番 久保田 政子 9番 宮里 良淳 10番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1番 大城 茂治 2番 金城 正弘 3番 大城 久 4番 玉城 賢清
5番 賀数 宏 6番 伊敷 幸隆 7番 玉城 信榮 8番 大城 勇
9番 伊礼 幸清 10番 新垣 芳隆
13番 志茂 政安 14番 安谷屋 健治

【欠席委員】

3番農業委員 仲西 栄二 11番推進委員 玉城 秀則
12番推進委員 玉城 薫

【職務のために出席した職員】

金城 悟 金城 伊作

【議事録署名人】

10番農業委員 山城 弘美 1番農業委員 玉城 正智

【議事日程】

- 日程第1 議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2 議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第48号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名
について
日程第5 議案第49号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画に
について
日程第6 議案第50号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利
用配分計画案に係る意見について

令和元年 第9回 総会 議事録

事務局	<p>時間になりましたので、令和元年第9回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。それでは会長よろしくお願いします。</p>
会長	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>皆さんこんにちは。それでは令和元年第9回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は10番農業委員山城弘美委員、1番農業委員玉城正智委員です。次回調査委員が6番農業委員杉本雄靖委員、7番農業委員長嶺功委員、10番推進委員新垣芳隆委員となっています。よろしくお願いします。</p> <p>【議事日程】</p> <p>日程第1 議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(12件)</p> <p>日程第2 議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(1件)</p> <p>日程第3 議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(7件)</p> <p>日程第4 議案第48号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について(2件)</p> <p>日程第5 議案第49号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について(3件)</p> <p>日程第6 議案第50号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について(1件)</p>
会長	<p>【議題の審議】</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。日程第1議案第45号農地法第3条第1項の規定による許可申請について12件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは2ページをお開き下さい。農地法第3条に係る許可申請についてであります。1番は大度の1筆で、売買による所有権の移転であります。2番は摩文仁の2筆で、売買による所有権の移転であります。3番は照屋の2筆で、売買による所有権の移転であります。4番は福地の1筆で、贈与による所有権の移転であります。5番は大里の2筆で、贈与による所有権の移転であります。次に3ページをお開き下さい。6番と7番は関連しております。6番は伊敷の1筆で、5年間の使用貸借権の設定であります。7番は伊敷の1筆で、5年間の</p>

	<p>使用貸借権の設定であります。8番は北波平の1筆で、贈与による所有権の移転であります。9番は名城の1筆で、贈与による所有権の移転であります。10番は米須の1筆で、10年間の使用貸借権の設定であります。次に4ページをお開き下さい。11番は真栄平の1筆で、3年間の使用貸借権の設定であります。12番は真壁の4筆で、贈与による所有権の移転であります。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>それでは、議案第45号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは、次に日程第2議案第46号農地法第4条第1項の規定による許可申請について1件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは6ページをお開き下さい。1番は兼城の3筆で、農地区分は第1種農地であります。農家住宅への転用であります。以上です。</p>
会長	<p>それでは調査委員の報告をお願いします。</p>
調査員	<p>それでは4条の報告を致します。7ページをお開き下さい。 申請地は、第1種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。以上です。</p>
会長	<p>それでは皆さんのご意見ご質問をよろしくお願ひします。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>それでは、議案第46号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、次に日程第3議案第47号農地法第5条第1項の規定による許可申請について7件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは10ページをお開き下さい。1番は南波平の1筆で、農地区分は第3種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権の移転であります。2番は米須の1筆で、農地区分は第1種農地であります。農家住宅への転用で、使用貸借権の設定であります。3番は大度の1筆で、農地区分は第2種農地であります。農家住宅への転用で、売買による所有権の移転であります。4番は大度の1筆で、農地区分は第1種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権の移転であります。5番は大里の1筆で、農地区分は第3種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権の移転であります。次に11ページをお開き下さい。6番は座波の1筆で、農地区分は第3種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権の移転であります。7番は座波の2筆で、農地区分は第3種農地であります。一般住宅への転用で、使用貸借権の設定であります。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは調査委員の報告をお願いします。</p>
<p>調査員</p>	<p>それでは5条の報告を致します。12ページをお開き下さい。 申請地は宅地に囲まれた第3種農地でありますので、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に14ページをお開き下さい。申請地は第1種農地ですが、不許可の例外の集落接続に該当するため、農家住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に16ページをお開き下さい。申請地は宅地及び原野等で囲まれた第2種農地であります。そのため、農家住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に18ページをお開き下さい。申請地は第1種農地ですが、不許可の例外の集落接続に該当するため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に20ページをお開き下さい。申請地は水道管・下水道管が埋設されている道路に接しており、かつ500m以内に公民館及び保育所が2つ以上存在しているため、第3種農地に該当します。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に22ページをお開き下さい。申請地は水道管・下水道管が埋設されている道路に接しており、かつ500m以内に公民館及び保育所が2つ以上存在しているため、第3種農地に該当します。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に24ページをお開き下さい。申請地は水道管・下水道管が埋設されている道路に接しており、かつ500m以内に公民館及び保育所が2つ以上存在し</p>

	<p>ているため、第3種農地に該当します。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。以上です。</p>
会長	<p>それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願ひします。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>それでは、議案第47号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは、次に日程第4議案第48号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について2件を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
委員	<p>それでは、26ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明(内容省略)</p>
会長	<p>それでは、議案第48号について議案通り同意してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>ありがとうございました。次に日程第5議案第49号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について3件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、30ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明(一部内容省略)</p> <p>1-37は大度の3筆で、4年11ヶ月間の使用貸借権の設定であります。1-38は喜屋武の1筆で、10年間の使用貸借権の設定であります。1-39は伊原の4筆で、10年間の貸借権の設定であります。以上です。</p>

会長	それでは、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見ご質問をよろしく お願いします。
委員	特になし。
会長	それでは議案第 49 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に日程第 6 議案第 50 号農地中間管理事業の推 進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について 1 件を議 題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、32 ページをお開き下さい。1-11 は伊原の 4 筆で、10 年間の賃借 権の設定であります。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願 いします。
委員	特になし。
	それでは議案 50 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	では以上で本日の総会を終了いたします。
	議事録署名人 10 番農業委員 山城 弘美 1 番農業委員 玉城 正智